

# 記紀歌謡と漢籍教養

——古事記に於ける歌謡詞章の更新——

瀬 間 正 之

はじめに

記紀歌謡への漢籍の影響はほとんど否定的に考えられてきた。たとえば、小島憲之氏も、上代歌謡が中国文学と交渉する点があるとすれば、歌詞の命名法「く歌」「くふり」に過ぎないことを述べられ、「歌詞の内容はまづ一般にわが古代人より上代人へと自ら育成した表現であり、この点は両国の交渉を確実に指摘することはできない。」とされた。

従来、かろうじて、その影響関係を指摘されるのは、「記85」の冒頭「天飛ぶ鳥も使ぞ」が、蘇武の「雁信」を踏まえたという点、蘇我馬子の寿歌「紀102」の結句「歌つきまつる」が、漢郊祀歌結句「與獻嘉觴」等と関係する点という点等である。後者はともかく、前者は偶合である可能

性も残される。

また、大化五年三月造媛の死を悼んだ野中河原史満の挽歌「紀113」「山川に駕鴛二つ居て偶よく偶へる妹を誰か率にけむ」について、『厚顔抄』以来、詩経巻頭の「閔雎」を踏まえたとする指摘がある。これについて、身崎寿氏は、むしろ匹偶相思の「鴛鴦」を踏まえた<sup>②</sup>とされる。この歌は、益田勝実氏によって「先万葉集」と呼称されるように、万葉集第一期と時代的に重複するものである<sup>③</sup>。

さて、歌謡の文字記載に関して、太田善麿氏は以下のよう

に述べている。  
歌謡として行われていた詞章が文字に記載されるのは、創作された詩篇が記定されるのと同意義でないことは言うまでもないが、しかし記載された歌謡詞章が、集団の中で謡われていたそのままの歌謡のあり方を髣

髯とするものでないことも、またまぎれもない事実である。わかりきったことであるが、記載するということは、文字をもった立場以外からはおこつて来ないことだからである。文字をもち、これを記載しようとする立場は、歌謡を歌謡として歌唱することをやめただけでなく、それとは別個の機制においてこれをとらえることに関心を抱いている立場である。<sup>(4)</sup>

これを踏まえれば、記紀歌謡は音仮名で表記されるとは言え、文字の洗礼を受けていると見て良いだろう。とりわけ、古事記歌謡については、歌謡詞章の新しさ、文字による推敲の徴候も既に指摘されている。本稿では、このことを前提に、机上で更新された歌謡詞章についての考察を試みる。

### 一 八千矛神歌謡をめぐって

八千矛神歌謡の「賢し女」「浦渚の鳥」「ぬえ(夜半に鳴く鳥)」については、拙稿で述べたことがあるので、今はその概略と補足のみを述べたい。

まず、「賢し女」について、太田善麿氏の論をまとめれば以下の通りである。

「記2」に似た歌は『日本書紀』卷十七(紀96)後掲にも、『万葉集』卷十三「三三二〇」にも伝えられるが、

ともに「賢し女」の句はなく(後掲波線部)、女性の美質を「賢し」という観点においてとらえる発想は、当代に全く稀有であり、望ましい女性の条件に「賢し」を立てるということは、民謡的な場面においてはではなく、もつと意識的に詞章を設定することが許されていたような場面、歌謡詞章を文字に記載するにふさわしく推敲することが容認——というよりも奨励——されていたような場面であつたらうと考えざるを得ないとされた。

これを受けて、まず、「紀96」から考察したい。

九月。勾大兄皇子親聘春日皇女。於是、月夜清談、不覺天曉。斐然之藻、忽形於言。乃口唱曰、

八島國 妻枕きかねて 春日の 春日の國に 麗

し女を 有りと聞きて 宜し女を 有りと聞きて

眞木榮く 檜の板戸を 押し開き 我入り坐し

足取り 端取りして 枕取り 端取りして 妹が

手を 我に枕かしめ 我が手をば 妹に枕かしめ

眞榮葛 手抱き又はり 穴串ろ 熟睡眠し間に

庭つ鳥 鶏は鳴くなり 野つ鳥 雉は響む 愛し

けくも いまだ言はずて 明けにけり我妹

傍線部「清談」は、『懷風藻』「52」山田史三方「秋日於長王宅」宴「新羅客」に、「清談振發。忘貴賤於窓鶏」とあるように、記紀編纂時代にも良く知られた語であ

つたであらう。土橋寛氏は、「清談」について、俗世を離脱した無為自然の幻想的談論であり、安閑天皇が春日皇女を妻問うた時の会話を表わす語としては、不適當であり、特に歌の内容とはひどくちぐはぐであると述べ、大久保正氏も、歌の内容との不適合を指摘する。

傍線部「斐然」は、周知のように「論語」公冶長第五に見える「子、陳にありて曰く、帰らんかな、帰らんかな。わが党の小子、狂簡にして、斐然として章を成すも、これを裁するゆえんを知らず。」を踏まえたものとされる。皇侃の疏にも「斐然、文章貌也。」とあり、これを踏まえたことは確實視される。また、傍線部「形於言」は、『毛詩』

序の「詩者、志之所<sub>レ</sub>之也。在心爲<sub>レ</sub>志、發言爲<sub>レ</sub>詩。情動<sub>ニ</sub>於中<sub>一</sub>、而形<sub>ニ</sub>於言<sub>一</sub>」を踏まえたことは明白である。このように『日本書紀』では、歌謡を導く地の文からは、漢籍教養を踏まえたことが認められるが、歌謡詞章それ自体には漢籍の影響を見出しがたい。

それに対して、八千矛神歌謡は、拙稿<sub>7</sub>で述べたように、『毛詩鄭玄注』『楚辞章句』『列女伝』『搜神記』『玉台新詠』をはじめ、当時広く読まれた漢籍から、望ましい女性としての「賢女」は容易に求められること、仏典もまた阿育王の皇后候補（衆経撰雜譬喻）、釈迦の妃候補（方廣大莊嚴經）に対して「賢女」を用いていることから、上代の官

人は、さまざまな渡来書から君子の理想の配偶者としての「賢女」に出逢うことが可能であったのであり、歌謡詞章を文字に記載するにふさわしく推敲する際、この「賢女」を思い合わせたことが認められる。と同時に、「さかしめ」という表現に触れて『毛詩』以来の賢女に思いを馳せることができる相当数の知識人が存したはずである。このような背景があつて歌謡詞章が更新されたと考えられる。

また、拙稿<sub>7</sub>では、「浦渚の鳥」という歌謡詞章について、洲で鳴く仲睦まじい雌雄の鳥を歌つた『毛詩』『閨雉』冒頭「閨閨雉鳩、在三河之洲」、窈窕淑女、君子好逑。を踏まえたと見ることができると述べた。「毛伝」以来、この雉鳩は君子と后妃に比せられており、「賢女」の発想が『毛詩』『閨雉』に拠るとすれば、この「浦渚の鳥」も、ここに求めて然るべきだろう。

また、拙稿<sub>7</sub>では、夜半に鳴く鳥「ぬえ」が、『遊仙窟』を踏まえた可能性も考えられなくもないことを指摘したが、「うれたくも鳴くなる鳥か、この鳥も打ち止めこせね」については、鉄野昌弘氏が、楽府・清商曲辞「説曲歌」八九首（楽府詩集）卷四六の「打殺長鳴鷄、彈去鳥白鳥、願得連冥不復曙、一年都一曉。（長鳴鷄を打ち殺し、鳥白鳥を弾じ去る。願はくは冥に連なるを得て復た曙けず、一年は都べて一晩ならむことを。）」を挙げられ、「説曲歌」は、無名氏の作で、

日本への伝来も確かではないが、『宋書』樂志にその名が見える。もしかしたら、『神語』の『この鳥もうち止めさせぬ』という発想は、こうした中国の歌謡と関連するかも知れない。」と述べられたことに注目したい。

以上のことから、八千矛神歌謡の歌謡詞章の更新の背景には漢籍教養があつたことが認められよう。

## 二 風と雲

〔記20・21〕の兩首は、叙景歌とも見紛う自然描写に関する疑問、またその自然描写から、イスケヨリヒメがタギシミミの反乱を我が子に知らせることへの疑問が存する。今、当該場面を挙げれば、以下の通りである。

故、天皇崩りましし後に、その庶兄當藝志美美の命、  
その嫡后伊須氣余理比賣を娶りし時に、その三はし  
らの弟たちを殺さむとして謀りし間に、その御祖伊須  
氣余理比賣、患へ苦びて、歌以ちてその御子等に知ら  
しめたまひき。歌曰しく、

佐韋河よ 雲立ち渡り 畝火山 木の葉さやぎぬ

風吹かむとす〔記20〕

又歌曰しく、

畝火山 昼は雲とゐ 夕されば 風吹かむとそ

木の葉さやげる〔記21〕

ここに、その御子聞き知りて驚き、乃ち當藝志美美を殺さむとしたまひし時に……。

まず、叙景の問題については、太田善磨氏の以下の指摘を傾聴したい。

サ牟川を確認できるところでは、ウネビ山の木の葉のさやぎは確認できず、ウネビ山の木の葉のさやぎを確認できるころでは、サ牟川は確認できない。そして両者を遠望するような地点に立てば、両者とも確認できない。

この指摘により、この兩首が実景の描写ではなく、机上作品であることはほぼ首肯されると言つて良いだろう。さて、ここで残された問題は、この兩首を受けた皇子たちが何故タギシミミの反乱を知ることができたかという点になる。これについて、西宮一民氏に以下の解釈がある。

通説では「狭井川から畝傍の方に雲が立ち渡つてくる」とするが、それではなぜ危機を報せることになるのか分らない。この「雲」は狭井川から空に立ち渡っている雲で、皇子たちの住む場所の平和と繁栄の表象なのである。それと相對する畝傍山で、当芸志美々が、嵐（謀反）を起こそうとしていることを、再婚した御祖（伊須氣余理比賣）が、木の葉のさやぎを譬えに、故郷の皇子たちに警告したのである。

畝傍山(当芸志美々命)を生き物に擬し、それが、そこに懸っている雲と一つになって、昼間はじつと静まり返っているが、夕方になるとその本性を現して、活動(謀反)を始めようとすることを表現する。

ここでも何故、「嵐」や畝傍山の「活動」(傍線部)が「謀反」を暗示するのか明確ではない。

また最近では、「狭井河から雲が出てくるのは、そこが伊須氣余理比賣の本拠地だからであり、その地に住む神霊が異変を予告しているのである。」と解釈され、他にも、雲が靈魂を象徴しているとする解釈が少なくないが、いずれにせよ、何故、風が吹くことが、当芸志美美命の謀叛の譬喩となるのかについて、明快な解答を得られていないと言つて良いだろう。

これに対して、大田善磨氏は、先に世の事変の意味の「風雲」を暗示する疑いも出てくるとされたが、後に、「風雲」の語には「龍虎」の動きが重なっており、時勢・事変といつても、それに際会しその間に処して達志成功する機会をいう響きが強いとして、これを自ら否定し、左記の『五行大義』「論刑」を挙げ、これが『続日本紀』天平宝字元(七五七)年十一月条に陰陽生の必読書に指定される記事があることを指摘された。

『五行大義』巻第二「第十一、論刑」

故兵書云、刑上風來、坐者急起、行者急住。即此謂也。云三刑者、如寅刑在巳、巳刑在申。寅日申時、巳上起風、或巳上見妖、謂之三刑也。

さて、今日の国語では、「風雲」には、変事の予兆の意が認められる。『日本国語大辞典』では、「事の起こりそうな天下の時勢」の用例として、徳富蘆花の『不如帰』を挙げ、「風雲が起る」の用例として、永井荷風『澤東奇譚』を、「風雲急」の用例として、同じく『つゆのあとさき』を、「風雲急を告げる」の用例として、木下尚江『火の柱』を挙げるが、いずれも近代の例である。また、『古語大辞典』(角川書店)は、「今にも変事が起こりそうな形勢」の意として、『野馬台詩注』の「聖徳教治の後、風雲之際、命を令して違はず」を挙げる。すなわち、「本枝周天壤、君臣定ニ始終」。本枝君臣也。聖徳教治後、風雲之際、命令不違。(京都大学附属図書館蔵本)とある部分であるが、これも上代にさかのぼることは出来ない。

隣国においても、北朝鮮の最大の国語辞典『朝鮮語大辞典』(社会科学出版社、一九九二年平壤)では、「바람이 불다(風が吹く)」に、「시련이 닦쳐오거나 복잡하고 소란스러운 일이 벌어지다 試練が迫って来るとか複雑で騒がしい事が起る」の意があるとし、韓国最大の国語辞典『標準国語大辞典』(国立国語研究院、一九九九年ソウル)でも、「바람

〔風〕には、「「급격하게 벌어져 사람들에게 뭉뚱은 일〇 키게 하는 사건이나 소란 急激に現れ、人々を恐怖に落とす事件や騒乱」の意があるとする。しかし、この意で用いられた「風」が三国時代までさかのぼれる確例は見当たらない。

となると、「記20・21」の両首の「風」「風雲」に、タギシミミの叛乱を予兆するところがあるとすれば、太田氏の説くように、漢籍にその例を求められるか否かという点にかかってくる。氏が挙例された『五行大義』巻第二「第十一、論刑」の他、その疑いを残す用例として以下の例を検討したい。

①『漢書』巻二十七下之上・五行志第七下之上・釐公十六年所引『京房易伝』

京房易傳曰「潛龍勿用、衆逆同志、至德乃潛、厥異風。其風也、行不解物、不長、雨小而傷。政悖德隲茲謂亂、厥風先風不雨、大風暴起、發屋折木。守義不進茲謂耄、厥風與雲俱起、折五穀莖。臣易三上政、茲謂不順、厥風大焱發屋。賦斂不理茲謂禍、厥風絶經紀、止即温、温即蟲。侯專封茲謂不統、厥風疾、而樹不搖、穀不成。辟不思道利、茲謂無澤、厥風不搖木、早無雲、傷禾。公常於利、茲謂亂、厥風微而温、生蟲蝗、害五穀。」

棄正作淫茲謂惑、厥風温、螟蟲起、害有益人之物。侯不朝茲謂叛、厥風無恆、地變赤而殺人。」

この記事は、『晋書』巻二十九・志第十九・五行下・庶徴恒風「嘉平元年正月壬辰朔」条所引『京房易伝』、『宋書』巻三十四・志第二十四・五行五「魏齊王嘉平元年正月壬辰朔」条所引『京房易伝』に、冒頭の「潛龍勿用」を欠くものの、ほぼ同文が記載される。傍線部は、多くの叛逆者が志を一つにし、至徳ある者が隠れてしまうと、その異変として風が吹くということであり、以下その具体例が列挙される。ここでの風は叛乱の予兆と見ることができると、また、『五行大義』にも、以下の例がある。

②『五行大義』巻第四「第十七、論八卦八風」

然風者天之號令、治政之象。若君有德令、則風不搖條、清和調暢。若政令失、則氣怒凶暴、飛沙折木。此天地報應之理也。此皆五行之氣、故並釋焉。傍線部は、君主が徳のある政治を行えば、風は枝をゆるがすこともなく世の中は平穩であるが、もし政治の秩序が乱れば、気が怒り凶暴となつて、砂を飛ばし、木を折らんばかりの風となるということであり、暴風は政治秩序の乱れを意味している。

③『五行大義』巻第四「第十八、論情性」  
土爲風者、傳云、思心有失、厥罰常風、言風者土

之氣也。莊子曰、大塊噫氣、其名曰風。土者爲君。君立<sub>レ</sub>教令、故爲<sub>レ</sub>風。土立<sub>レ</sub>四季、故令<sub>レ</sub>失則風爲<sub>レ</sub>災也。

ここでは、伝〔漢書〕五行志所引洪範五行伝〕には、「考えに過失があると、その罰として常に風が吹く。」とあると引いている。

以上①②③からは、変事に応じて風が吹くことを知ることができるとが。

続いて、「風」が「雲」とともに起こる例を検証する。

④『史記』卷一百三十・太史公自序第七十

桀・紂失<sub>レ</sub>其道<sub>二</sub>而湯・武作<sub>レ</sub>、周失<sub>レ</sub>其道<sub>二</sub>而春秋作<sub>レ</sub>。秦失<sub>レ</sub>其政<sub>二</sub>、而陳涉發<sub>レ</sub>跡、諸侯作<sub>レ</sub>難、風起雲蒸、卒亡<sub>レ</sub>秦族<sub>一</sub>。天下之端、自<sub>レ</sub>涉發<sub>レ</sub>難。作<sub>レ</sub>陳涉世家第十八

陳涉の秦に対する反乱が呼び水となり、諸侯が挙兵するその勢いが、「風起雲蒸」であり、遂に秦の一族を滅ぼしたという記述である。『漢語大詞典』では、「風起雲蒸」は「事物迅猛興起、聲勢浩大。」の比喩とする。挙兵する勢いについて、風が吹き起こり、雲が忝し起こるようであったとしている点が注目される。

軍隊の様子について「風雲」を用いた例は他にも見えている。その一つに「叱咤風雲」「風雲叱咤」があるが、こ

れについて、『漢語大詞典』は、「形容聲勢、威力極大。」の意とするが、用例は明・清以降の文献を挙げるのみであり、『大漢和辞典』は、「戦場に往来する喩」の意とするが、清朝伝奇小説の用例を挙げるのみであるが、初唐以前の例に以下のものがある。

④『梁書』卷五・本紀第五・元帝大寶三年二月

風、牧、方、邵之賢、衛、霍、辛、趙之將、羽林黃頭之士、虎賁緹騎之夫、叱咤則風雲興起、鼓動則高華倒拔。

⑤隋書卷四・帝紀第四・煬帝下 八年春正月辛巳

（北史卷十二・隋本紀下第十二に同文）

凡此衆軍、先奉<sub>レ</sub>廟略、駱驛引<sub>レ</sub>途、總集<sub>レ</sub>平壤。莫<sub>レ</sub>非<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>豺如<sub>レ</sub>貔之勇、百戰百勝之雄、顧<sub>レ</sub>盼<sub>レ</sub>則山岳傾頽、叱咤則風雲騰鬱、心德攸<sub>レ</sub>同、爪牙斯在。

⑥『晋書』卷一百二十五・載記第二十五・乞伏熾磐

熾磐叱<sub>レ</sub>咤風雲、見<sub>レ</sub>機而動、牢<sub>レ</sub>籠俊傑、決<sub>レ</sub>勝多<sub>レ</sub>奇、故能命<sub>レ</sub>將掩<sub>レ</sub>澆河之酋、臨<sub>レ</sub>戎襲<sub>レ</sub>樂都之地、不<sub>レ</sub>盈<sub>レ</sub>數載、遂隆<sub>レ</sub>偽業。覽<sub>レ</sub>其遺跡、盜亦有<sub>レ</sub>道乎。

⑦『駱賓王文集』卷第十「代李敬業檄」

是用氣憤<sub>レ</sub>風雲、志安<sub>レ</sub>社稷。因<sub>レ</sub>天下之失望、順<sub>レ</sub>字内之推心。爰舉<sub>レ</sub>義旗、以清<sub>レ</sub>妖孽。南連<sub>レ</sub>百越、北盡<sub>レ</sub>三河。鐵騎成<sub>レ</sub>群、玉軸相接。海陵紅粟、倉儲

之積靡<sup>レ</sup>窮、江浦黃旗、匡復之功何遠。班響動而北風起、劍氣衝而南斗平。暗鳴則山嶽崩頽、叱咤則風雲變色。以斯制敵、何敵不摧。以此攻城、何城不克。

④は、侯景の乱に対する元帝の檄文中の用例であり、多くの将や軍隊を叱咤すれば、風雲が起こり、太鼓を鳴り響かせれば、名山も倒れるという記述である。檄文の成立年代からしても、『梁書』の成立年代からしてもこれが管見の限りでは最古の例となる。なお、この「梁元帝伐侯景檄文」は『芸文類聚』巻五十八・雜文四・檄にも抄出されている。⑤は、隋の高句麗征伐中の記述である。⑥は、西秦の太祖熾磐に対する史臣の評の中に用いられており、用例としては『隋書』より遅れる。⑦は、則天武后討伐の為の檄文であり、『駱臨海集箋注』では、⑤とともに、江淹・尚書符の「顧眄則前後生<sup>レ</sup>風、暗鳴則左右激電。」（今『江文通文集』巻七による）を先例として挙げている。「漢語大詞典」では、これを「比喻局勢的變化巨大」の意としている。以上④⑤⑥⑦は、軍の勢いを形容する語として「風雲」が用いられた例である。

『漢書』『梁書』『隋書』『芸文類聚』は、『日本書紀』の潤色に用いられ、『五行大義』は先述のように奈良朝には伝来していたことが確認され、駱賓王の作品は『懷風藻』に利用されるものがあることから、こうした漢籍教養が古

事記歌謡に影響した可能性を想定することも無意味ではないだろう。国語にもとと存する「風」「雲」という語を、その背後に漢籍教養を含ませて新たな歌謡詞章として成立させたと見て良いだろう。

大田善磨氏は、「…むとす」という末句をもつ歌、「…むとそ…る」という下の句をもつ歌は、他に例を見ず、「このようなただならぬ意匠をもつ措辞を二首がともに示しているのには、何かがあると思うのがむしろ自然であろう」と述べられ、この語が漢文訓読でしばしば用いられることを指摘された。その際、宣命の例を和文として挙げられたが、今日では、宣命は詔勅の翻案であり漢文訓読文<sup>(14)</sup>体が基調となつて<sup>(15)</sup>いることが認められている。この「むとす」いう措辞からも、この歌謡と漢籍教養との関わりの深さが見て取れる。

### 三 葉広斎つ真椿

「[記57]」については、嫉妬の最中に天皇を讚美すること、鳥草樹と椿の高さの矛盾などをめぐって、既に多くの論がある。その中で、山路平四郎氏は、「サシブを呪力を持つ樹木とし、その呪力の下に生い立つ椿を更に一層呪力に富むものとして『照り坐し、広り坐す』の比喻に生命を吹き込むための机上作品であつたのか」と述べたが、内田賢徳



氏も、「恐らく記57は歌われた形ではなかっただろう」と述べていることは注目される。

「葉広齋つ真椿」という歌謡詞章は、古事記に二例見られるだけで、書紀・万葉・風土記には用いられない。これについて、太田善麿氏は、次のように述べている。

「椿」をもって大君を讃える辞となす発想のこのころみには、何か野心的なもの——と言ってふさわしくないなら、ある段階の新しい実感に合わせようとした努力のあと——、要するに常套の表現を更新しようとした意識の作用を感じ取らざるを得ない。

この常套表現の更新の背景にも漢籍教養が存したという疑念を前提に考察したい。今、「記57」とそれに対応する「紀53」を挙げれば、以下の通りである。

〔紀53〕 つぎねふ 山城川を 川浜り 我が浜れば  
川隈に 立ち栄ゆる 百足らず 八十葉の木は 大君  
ろかも

〔記57〕 つぎねふや 山城川を 川浜り 我が浜れば  
川の辺に 生ひ立てる 烏草樹を 烏草樹の木 其が  
下に 生ひ立てる 葉広齋つ真椿 其が花の 照り坐  
し 其が葉の 広り坐すは 大君ろかも

〔紀53〕で大君と融即的關係にあるのは「八十葉の木」であり、その木の繁茂する豊かな葉が莊嚴を印象づけてい

る。この「葉広齋つ真椿」は、他に天語歌の一つ「記101」にも用いられる。

〔記101〕 大和の この高市に 小高る 市の高処つやみ 新  
菅屋に 生ひ立てる 葉広齋つ真椿 其が葉の広り坐  
し 其の花の 照り坐す 高光る 日の御子に 豊御  
酒 献らせ 事の語り言もこをば

この三首の關係について、内田賢徳氏は「独自の意図のもとに、紀53を記57の形に、つまり、より仁徳を讃える歌詞へと天語歌を利用して変えたと考える」と結論づけ、紀の「八十葉の木」という古いシンボルに対して、葉も広く花咲く椿の華やかな新しいシンボルを『記』は提示したとされている。この新しいシンボル創出の背景にも漢籍教養が考えられないだろうか。

さて、椿については、津山尚氏に詳細な研究がある。これに拠れば、ツバキは、日本本州の北端から、四国、九州一円、琉球、さらに台湾北部、および朝鮮半島南部の海岸線に分布し、中国大陸には分布せず、むしろ日本のツバキが、直接日本からか、または朝鮮から輸入されて栽培されていたとされる。最初の記録として煬帝の詩（後掲）を挙げられ、中国での表記「海石榴」その詩語としての短縮形

「海榴」は、海外から輸入された石榴を意味すると言う。また、ツバキの語源説については、深津正氏によれば、

貝原益軒『日本釈名』の厚葉木説、新井白石『東雅』の光沢葉木説、堀秀成・松岡静雄の強葉木説など挙げられながら、与謝野寛『日本語源考』（明星 一九二七年四月号）中島利一郎『植物語源考』（一九三八年）などの冬柏（冬門／*tong-paik*）説を支持し、『延喜式』ではツバキ油は、出雲・周防・筑前・筑後・肥後・豊前・豊後・壹岐などの朝鮮半島に近接する諸国から産出するから、ツバキ油の用法・製法とともにその名も渡来したとしている。ちなみにツバキ油は、『続日本紀』宝龜八年五月二三日条に「又縁都蒙請<sup>19</sup>。加附黄金小一百兩・水銀大一百兩・金漆一缶・漆一缶・海石榴油一缶・水精念珠四貫・檳榔扇十枝」。至宜<sup>レ</sup>領<sup>レ</sup>之。」とあり、渤海使都蒙の要請によって帰国の際に贈られている。

ツバキの「キ」の音仮名表記は「岐（古事記）、吉・伎（万葉集）」であり、「キ甲」であるが、「木」は「キ乙」であり、「○○木」の語源説はあたらない。今のところ深津氏の説が有力であるが、古代朝鮮語語源説を採るにせよ早い時期に「ツバキ」の語はあったと考えて良いだろう。

ツバキの表記については、『和名類聚抄』にも「椿 唐韻云、椿 勅倫反、豆波岐、木名也。楊氏漢語抄云、海石榴」とあるように、上代の表記は、音仮名以外には「椿」「海石榴」が両用されている。

『出雲国風土記』では、意字郡には、「海榴字或作椿」とあり、「海榴」と「椿」を両用するが、秋鹿郡・出雲郡・神門郡・大原郡は、「椿」の専用、嶋根郡は、「海石榴」「椿」がそれぞれ二例ずつ用いられる。『常陸国風土記』は、「椿」のみが用いられ、『豊後国風土記』は「海石榴」が用いられるが、大野郡の「海石榴市・血田」の地名起源の条であり、この部分は以下に示すとおり、景行紀を参照した可能性が高いことは、拙稿で述べたところである。<sup>20</sup>

大野郡<sup>294</sup>伐採海石榴樹<sup>1</sup>。作<sup>レ</sup>椎爲<sup>レ</sup>兵。景行紀<sup>289</sup>則採<sup>レ</sup>海石榴樹<sup>1</sup>。作<sup>レ</sup>椎爲<sup>レ</sup>兵。

『日本書紀』では、右記のように、すべて「海石榴」であり、「椿」は用いられない。天武十三年三月八日には、吉野人宇閉直弓が、「白海石榴」を貢献している。『万葉集』では、「椿」と「海石榴」が両用される。

文献資料からは「椿」表記の古い例は『常陸国風土記』が挙げられるが、木簡には以下の例がある。

徳島県埋蔵文化財センター『観音寺遺跡  
I』（徳島県埋蔵文化研究会、二〇〇二年  
三月）第39図8号木簡実測図より



・ □ □ □ □ 木  
・ 安子之比乃木  
↑ 少司椿ツ婆木

椿は、「ツバキ甲」であり、「木」が仮名違いであるが、阿波国という地方性が考慮される。この木簡は、ツバキの表記に「椿」が定着していた確例として重要である。8号木簡は、観音寺遺跡Ⅲ層（七世紀末〜八世紀前半）から出土している。

また、正倉院文書では、神亀三（七二六）年、史生從八位下間人宿祢男君の手による「山背国愛宕郡出雲郷雲上里計帳」に「出雲臣椿壳」（『大日本古文書』巻一・三四三頁）とあるのが初出である。

以上から、「椿」の表記は、常陸・阿波・出雲という地方への定着も早い時期に行われていたこと、下級官人にも定着していたことが知られ、『古事記』編纂の時代にすでに「椿」の表記が定着していたことは充分認められることを確認しておきたい。

さて、「海石榴」は、ツバキの漢名として知られるが、中国では、隋唐あたりから用いられている。『芸文類聚』巻第三・歳時上・春所引の隋江總「山庭春詩」には、「峰縁開三河柳」。池紅照三海榴。」（『初学記』巻二十・仮第六にも所引）とあり、孫逖「咏三樓前海石榴詩」には、「初落三海榴花」とあり、『初学記』巻二十四・堂第七所引の隋煬帝「宴三東堂詩」に「海榴舒欲盡。山櫻開未飛。」とある。唐代には、李白（七〇一〜七六二）や皇甫冉（七一四〜七

六七）の詩にも見られるようになる。『西陽雜俎統集』には、「山茶似三海石榴」、出三桂州三蜀地亦有」見え、『白孔六帖』巻九十九「石榴十四」には「新羅多海石榴同上」とある。（同上とは、直前の引かれる『西陽雜俎』であるが、『西陽雜俎』にも『西陽雜俎統集』にも、この一文は求められなかった。）

以上の漢籍の例から、『日本書紀』をはじめとする「海石榴」は、いわば正訓字表記と見ることがができる。

一方「椿」には、早くから国字説がある。狩谷掖斎は、皇国所製の会意字であるとし、「蓋し是木初春を以て華を開く、故に其字木に従ひ春に従ふ。」（『箋注和名類聚抄』巻十・百十）と説明している。以来これが通説のようになっていたが、最近では国訓説も出された<sup>21</sup>。

さて、漢名「椿」は、センダン科の香椿<sup>ちんちん</sup>であり、和名「つばき」とは異なる木である。今日「椿」には、長寿のイメージがあるが、その淵源は『莊子』にさかのぼることができる。

#### 『莊子』逍遙游第一

小知不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>大知<sub>一</sub>、小年不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>大年<sub>一</sub>。奚以知<sub>二</sub>其然<sub>一</sub>也。朝菌不<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>晦朔<sub>一</sub>、蟪蛄不<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>春秋<sub>一</sub>、此小年也。楚之南有<sub>二</sub>冥靈者<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>五百歲<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>春、五百歲為<sub>レ</sub>秋。上古有<sub>二</sub>大椿者<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>八千歲<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>春、八千歲為<sub>レ</sub>秋。而彭祖乃今、以<sub>レ</sub>久特聞、衆人匹<sub>レ</sub>之、不<sub>レ</sub>亦悲<sub>二</sub>乎<sub>一</sub>。

この「椿」が上代教養人の常用した字書、原本系『玉篇』にも記述されていたことは、その抄出本である『篆隸万象名義』、後代の改編版である宋本『玉篇』に以下のようにあることから確実視される。

『篆隸万象名義』四22才5 椿

耻倫反、八百歳為<sub>二</sub>一春<sub>一</sub>、八百歳為<sub>二</sub>一秋<sub>一</sub>、八千歳為<sub>二</sub>大椿<sub>一</sub>。

宋本『玉篇』 椿

丑倫切、木名、莊子云、上古有<sub>二</sub>大椿<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>八千歳<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>春、八千歳為<sub>レ</sub>秋。

この椿を踏まえた熟語は【椿年】【椿桂】【椿菌】【椿期】【椿萱】【椿歳】【椿槿】【椿齡】【椿靈】など多く知られるとともに、中国撰述仏典『弘明集』『弁正論』『広弘明集』等にもこの椿の用例は少なくない。例えば、梁武帝蕭衍は、「大椿徑億尺。小草裁云萌。」（『広弘明集』卷三十「述三教二詩」）と用い、甄鸞は、椿の寿命が劫と等しいとする道教文献を引き「然椿是世木。以<sub>二</sub>三世火<sub>一</sub>燒<sub>レ</sub>之則灰。值<sub>二</sub>劫火<sub>一</sub>便絶。而言<sub>二</sub>大劫齊<sub>一</sub>椿者。一何謬歟。亦可<sub>レ</sub>笑矣。」（『広弘明集』卷九「笑道論」）と笑う。

我国でも、原本系『玉篇』をはじめ、漢籍・仏典を通じて広くこの椿は知られていたことは確実視される。

さて、我国でツバキの表記に「椿」を用いることは、遅

くとも七〇〇年前後には行われていたことを既に確認したが、この『莊子』以来の「椿」を踏まえた可能性を有する用例としては、以下の二例を挙げることができよう。

伊予国風土記逸文「道後温湯碑文」

椿樹相廕而穹窿。實想<sub>二</sub>五百之張蓋<sub>一</sub>。臨朝啼鳥而戲哢。何曉<sub>二</sub>亂音之聒<sub>一</sub>耳。丹花卷葉而映照。玉菓彌葩以垂<sub>レ</sub>井。

『懷風藻』92藤原宇合「遊<sub>二</sub>吉野川<sub>一</sub>」

芝蕙蘭蓀澤。松柏桂椿岑。

「道後温湯碑文」については、既に広岡義隆氏も指摘されるが、「丹花」「玉菓」から、和名ツバキを表現したものと見られるが、大屋根と見紛うほどのアーチを作る椿は、莊子の故事を踏まえたことと見ることができよう。和名ツバキにその漢字表記「椿」の背後にある伝説を重ねた表現である可能性が残される。

宇合の詩は、「如<sub>二</sub>松柏之茂<sub>一</sub>」（『毛詩』小雅）と喩えられる松柏、「百葉之長」（『説文』）とされる桂とともに用いられており、時代は下るが、朱熹も「椿桂蘭蕙」（『晦庵先生朱文公集』卷第七十八「雲谷記」）の語を用いている。この「椿」も、漢籍教養に基づくと見て良い。

守屋俊彦氏は、「記57」について、「天皇の堂々とした容姿を形容するものとしては、椿は必ずしもふさわしいとは

いえない。貧弱なような気もするのである。」と述べられ、にもかかわらず何故「椿」が天皇を形容し得たかと言えば、古代でも、椿は聖なる木だったのであり、椿に対して抱いていた宗教的心意は現代よりもっと強く濃かったと見た方がよいと結論づけられた。

実際には貧弱にさえ見える「椿」が、何故、神聖な天皇を形容できたのかと言えば、やはり漢字「椿」の背後にある『莊子』以来の伝説に関わってくると理解するのが最も妥当のように思われる。とすれば、和名「ツバキ」の漢字表記が「椿」であることを踏まえた新しい歌謡詞章が「葉広齋つ真椿」であったと見て良いだろう。

以上、わずか数例に過ぎないが、漢籍教養を踏まえたと思われるべき古事記の歌謡詞章の更新の実例を示した。それが成されたのは、実際の歌唱の場ではなく、机上であったと考えられる。古事記本文に『経律異相』をはじめとする<sup>(23)</sup> 古典や漢籍による潤色が存することは拙著で明らかにした<sup>(24)</sup> が、歌謡詞章の更新の背景にも漢籍教養があったと見て良いだろう。一方、その本文には古事記を凌ぐ漢籍仏典利用が確認される日本書紀であるが、歌謡に関しては、今その徵証を求め得ない。歌謡をめぐる古事記と日本書紀の態度にはさまざまな相違が認められるが、この問題については

今後の課題としたい。

本稿の歌謡番号は土橋寛『古代歌謡全註釈』（角川書店、古事記編一九七二年・日本書紀編一九七六年）による。引用本文については、仏典は『大正新脩大藏經』、中国正史は中華書局本、『五行大義』は、中村璋八『五行大義校註』（汲古書院、一九八四年）によった。記紀風土記については、独自の校訂本文を用いた。

#### 注

- (1) 小島憲之『上代日本文学与中国文学 上』（塙書房、一九六二年）
- (2) 身崎寿「野中川原史滴の歌一首―孝徳紀歌謡一一三の表現をめぐる―」『言語と文芸』79（一九七四年一月）
- (3) 益田勝美『記紀歌謡』（筑摩書房、一九七二年）
- (4) 太田善麿『古代日本文学思潮論IV―古代歌謡の考察―』（桜楓社、一九六六年）
- (5) 太田善麿『古代日本文学思潮論II―古事記の考察―』（桜楓社、一九六二年）
- (6) 拙稿a「古事記表記論II―歌謡表記の考察―」上智大学国文学論集19（一九八六年一月）・b「賢し女」という表現―記載文学としての八千矛神歌謡―『古事記・日本書紀論究』（おうふう、二〇〇二年三月）・c「文字記載と歌謡」ソフィア二〇一号（上智大学、二〇〇二年

九月)

- (7) 土橋寛『古代歌謡全註釈』日本書紀編(角川書店、一九七六年)
- (8) 大久保正『日本書紀歌謡』(講談社、一九八一年)
- (9) 鉄野昌弘『「神語」をめぐる』萬葉集研究26(塙書房、二〇〇四年四月)
- (10) 太田善麿「歴史文学の源流」国文学一九六八年一月号↓『論考記紀』(群書、一九八一年)所収
- (11) 新潮日本古典集成『古事記』(新潮社、一九七九年)
- (12) 新編日本古典文学全集『古事記』(小学館、一九九七年)
- (13) 青木周平編著『古事記がわかる辞典』(日本実業出版社、二〇〇五年)山崎かおり担当部分
- (14) 太田善麿「雲と風と―古事記歌謡詞章の一解釈」上智大学国文学論集22(一九八九年一月)
- (15) 小谷博泰「木簡と宣命の国語学的研究」(和泉書院、一九八六年)
- (16) 山路平四郎『記紀歌謡評釈』(一九七三年、東京堂)
- (17) 内田賢徳『万葉の知』(塙書房、一九九二年)
- (18) 津山尚「日本の椿」(廣川書店、一九六九年一月)
- (19) 深津正「ツバキの語源」月刊言語14・4(大修館、一九八五年四月)
- (20) 拙稿「『豊後国風土記』・『肥前国風土記』の文字表現」上智大学国文学科紀要22(二〇〇五年三月)
- (21) 寺井泰明「『国字』『国訓』の成立とその問題点」季刊

悠久86(おうふう、二〇〇一年七月)では、「椿」は、

『莊子』以来の、神聖で長寿の木だという点にこだわって、日本に実在する神聖な常磐木のツバキだと誤解された結果であり、原義を誤解した国訓にあたるとする。

- (22) 広岡義隆担当執筆『風土記』(小学館、一九九七年)・『風土記逸文注釈』(翰林書房、二〇〇二年)

- (23) 守屋俊彦「つらつら椿」美夫君志50(一九九五年三月)

(24) 文字による推敲という点において、古事記歌謡には、文字連鎖中の文脈レベルの切れ・続きを表示するために特異字体を用いることが指摘されることも注目される。「犬飼隆」「濁音」専用の万葉仮名の機能を考える「言語と文芸83(一九七六年九月)・『上代文字言語の研究』」(笠間書院、一九九二年二月)。例えば「記57」「都藝泥布夜々麻志呂賀波袁迦波能煩理和賀能煩礼婆迦波能倍邇淤斐陀弓流佐斯夫袁佐斯夫能紀斯賀斯多邇淤斐陀弓流波毗呂由都麻都婆岐斯賀波那能互理伊麻斯芝賀波能比呂理伊麻湏波淤富岐美呂迦母」の場合は、第十四句の句頭の位置の特異字体「芝」(古事記唯一例)は、第十四・十五句「其が葉の 廣り坐すは」と第十二・十三句「其が花の 照り坐し」の対句の境界の不連続を「…斯芝」が明示するとともに、第十四句の字足らずをも示唆する。これによって第十二句の句頭を知ることが容易になり、第十二句が正しく分節されれば、直前の第十一句「葉廣齋つ眞椿」が変則の九字句であることも容易に知

られるという指摘である。これは、先に取り挙げた八千矛神歌謡「記2」にも指摘されており、漢籍教養を踏まえて製作された可能性を有する両歌がともに特異字体を用いることは偶合以外のものを覚えざるを得ない。

(25) 拙著『記紀の文字表現と漢訳仏典』（おうふう、一九九四年）

稿なりて後、斎藤正二『植物と日本文化』（八坂書房、二〇〇二年）を知った。「椿」国字説を採り、「八千代椿」を手がかりに、近世までの椿について概観する中で、道教と霊木「椿」の関係が日本へ移植された例を挙げられ、「白鳳期文人官僚は、実物を見たこともない中国の霊木『椿』について、その信仰形態だけを移入し、肝腎の植物のほうを『都婆岐』を以て代用したのであった。（三七頁）」と述べられ、本稿の主旨と同様な見解を提示されている。

本稿は平成一八〇二年度科学研究費補助金・基盤研究（C）「古事記・日本書紀の文字表現と成立の研究」（18520131）の一部である。